

児童手当のお知らせ

問 健康推進課保健子ども係 ⑨番窓口 TEL 65-3008

●現況届の提出は原則不要となりました

児童手当受給者の所得状況を公簿等で確認することにより、現況届の提出は原則不要となります。

※ただし、右の①～⑤に該当される方は引き続き現況届を**必ず提出してください**。

該当者には、湯浅町から通知します。

提出がない場合は、手当を受給することができなくなる場合があります。

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ② 配偶者からの暴力により、住民票を湯浅町以外の市町村に置いたまま、湯浅町から児童手当を受給している方
- ③ 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人
- ⑤ その他、湯浅町からの提出の通知があった方

●所得額が基準額を超える世帯は、特例給付が受けられなくなります

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、児童を養育している方の所得が所得上限を超える場合は、児童手当は支給されません。



扶養親族等の数（カッコ内は例）	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人（児童1人の場合 等）	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合等）	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

障がい者等用駐車場の適正利用のために

問 福祉課福祉係 ⑩番窓口 TEL 64-1120

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい（視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい）のある方や、妊産婦、高齢者、病气やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。

